

## 動力車操縦者運転免許に関する省令の事務取扱いについて（昭和41年8月9日付け鉄運第109号）・新旧対照表

下線部：改正箇所

改正後	改正前
別紙 動力車操縦者運転免許に関する省令事務取扱方	別紙 動力車操縦者運転免許に関する省令事務取扱方
1～23（略）	1～23（略）
<p>24 動力車操縦者養成所指定基準</p> <p>(1) 次の講習課程を有するものであること。</p> <p>(ア) 第1類甲種運転講習課程及び第1類新幹線電気車運転講習課程を有する養成所</p> <p>(A) 学科講習 安全の基本、運転法規、鉄道車両の構造及び機能、鉄道車両の検査及び修繕、運転理論、鉄道信号、線路、鉄道電気（蒸気機関車については汽罐、内燃車については内燃機関）及び作業安全についての教育を400時間以上行うことを標準とすること。<u>ただし、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な知識をより短期間で習得することができる」と認められる場合は、この時間を400時間未満とすることができる。</u></p> <p>(B) 技能講習 身体検査、適性検査及び学科試験に合格した者に対して行うものであって、指導操縦者の指導のもとに速度観測、距離目測、制動機の操作、制動機以外の機器の取扱い、定時運転及び非常の場合の措置についての訓練を列車操縦や実車を用いた訓練等により400時間以上行うことを標準とすること。<u>ただし、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な技能をより短期間で習得することができる」と認められる場合は、この時間を400時間未満とすることができる。</u></p> <p>(イ) 第1類乙種運転講習課程を有する養成所</p> <p>(A) 学科講習 安全の基本、運転法規、軌道車両の構造及び機能、軌道車両の検査及び修繕、運転理論、軌道信号、線路、軌道電気（蒸気機関車については汽罐、内燃車については内燃機関）及び作業安全についての教育を200時間以上行うことを標準とすること。<u>ただし、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な知識をより短期間で習得することができる」と認められる場合は、この時間を200時間未満とすることができる。</u></p> <p>(B) 技能講習 身体検査、適性検査及び学科試験に合格した者に対して行うものであって、指導操縦者の指導のもとに速度観測、距離目測、制動機の操作、制動機以外の機器の取扱い、定時運転及び非常の場合の措置についての訓練を車両操縦や実車を用いた訓練等により250時間以上行うことを標準とすること。<u>ただし、講習方法の工夫その他の合理的な方法により、必要な技能をより短期間で習得することができる」と認められる場合は、この時間を250時間未満とすることができる。</u></p> <p>(ウ)（略）</p> <p>(エ)（略）</p> <p>(2) 運転関係の業務について十分な学識と5年以上の経験（動力車操縦の経験を含む。）を有する次の任務を有する主任教師が配置されていること。</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) 養成計画を作成し、その計画に従って養成が行なわれるよう指導監督する。</p> <p>(3)（略）</p>	<p>24 動力車操縦者養成所指定基準</p> <p>(1) 次の講習課程を有するものであること。</p> <p>(ア) 第1類甲種運転講習課程及び第1類新幹線電気車運転講習課程を有する養成所</p> <p>(A) 学科講習 安全の基本、運転法規、鉄道車両の構造及び機能、鉄道車両の検査及び修繕、運転理論、鉄道信号、線路、鉄道電気（蒸気機関車については汽罐、内燃車については内燃機関）及び作業安全についての教育を第1類甲種運転講習課程にあつては400時間、第1類新幹線電気車運転講習課程にあつては500時間以上行うことを標準とすること。</p> <p>(B) 技能講習 身体検査、適性検査及び学科試験に合格した者に対して行うものであって、指導操縦者の指導のもとに速度観測、距離目測、制動機の操作、制動機以外の機器の取扱い、定時運転及び非常の場合の措置についての訓練を列車操縦や実車を用いた訓練等により400時間以上行うことを標準とすること。</p> <p>(イ) 第1類乙種運転講習課程を有する養成所</p> <p>(A) 学科講習 安全の基本、運転法規、軌道車両の構造及び機能、軌道車両の検査及び修繕、運転理論、軌道信号、線路、軌道電気（蒸気機関車については汽罐、内燃車については内燃機関）及び作業安全についての教育を200時間以上行うことを標準とすること。</p> <p>(B) 技能講習 身体検査、適性検査及び学科試験に合格した者に対して行うものであって、指導操縦者の指導のもとに速度観測、距離目測、制動機の操作、制動機以外の機器の取扱い、定時運転及び非常の場合の措置についての訓練を車両操縦や実車を用いた訓練等により250時間以上行うことを標準とすること。</p> <p>(ウ) 第2類甲種運転講習課程及び第2類新幹線電気車運転講習課程を有する養成所の場合は(ア)(A)の学科講習を、第2類乙種運転講習課程を有する養成所は(イ)(A)の学科講習を行うものでなければならない。</p> <p>(エ) 甲種又は乙種の運転免許を受けている者が、他の甲種又は乙種の運転免許を受けようとする場合の指定養成所における講習課程の講習内容は、既に受けている運転免許に係る講習課程の講習内容と共通する部分を省略することができる。</p> <p>(2) 運転関係の業務について十分な学識と5年以上の経験（動力車操縦の経験を含む。）を有する次の任務を有する主任教師が配置されていること。</p> <p>(ア) 養成所の専任で動力車操縦者養成に関する責任者である。</p> <p>(イ) 養成計画を作成し、その計画に従って養成が行なわれるよう指導監督する。</p> <p>(3) 養成所の規模に応じて、専任教師、兼任教師及び指導操縦者が配置されているものであること。</p>
25～27（略）	25～27（略）
別表（本通達第4項関係）（略）	別表（本通達第4項関係）（略）
別紙（略）	別紙（略）